

ASEANの基本構造と法務・司法分野に関する ASEAN分野別会議等の近時の動向

国際協力部教官

福島 崇之

第1 はじめに

筆者は、2019年8月から2022年9月までの約3年1か月間、法務省から外務省に出向し、インドネシア・ジャカルタにある東南アジア諸国連合（The Association of Southeast Asian Nations。以下「ASEAN」という。）日本政府代表部（以下「ASEAN代表部」という。）に一等書記官として勤務した。法務省からASEAN代表部に職員を派遣するのは当職が初めてであり、文字どおり一からのスタートであったが、直接の代表部のカウンターパートであるASEAN事務局（ASEAN Secretariat）だけでなく、ASEAN各国の法務・司法当局、各国のASEAN代表部及びその他の関係機関の協力や支援にも恵まれ、2021年10月には法務に関するASEAN分野別会議¹であるASEAN高級法務実務者会合（ASEAN Senior Law Officials Meeting。以下「ASLOM」という。）と我が国法務省との間での協議（以下「日ASLOM協議（ASLOM-Japan Consultation）」という。）を他のASEANの対話パートナー（Dialogue Partner：DP）²に先駆けて開催した。同協議は我が国とASEANの法務・司法分野に関する重要な対話プラットフォームとして継続的に開催していくことが期待されており、昨年10月も議長国フィリピンの下で第2回日ASLOM協議が開催され、今後も継続して開催していくことが期待される。

そして、日ASEAN友好協力50周年を迎える今年7月には、ASEANの外部パートナー（External Partner：EP）として初めて法務・司法分野における閣僚級会議「日ASEAN特別法務大臣会合（ASEAN-Japan Special Meeting of Justice Ministers。以下「AJSMJ」という。）」を東京で開催するとともに、同時期に同所で開催したG7司法大臣会合との合同セッションである「ASEAN-G7法務大臣特別対話（ASEAN-G7 Justice Ministers' Interface。以下「特別対話」という。）」を開催した³。AJSMJでは、成果文書として「日ASEAN特別法務大臣会合共同声明」（以下「共同声明」という。）が採択されるとともに、今年2月に開催された日ASEAN準備会合（以下「準備会合」という。）で採択された「日ASEAN法務・司法作業計画（ワーク

¹ 後述するASEAN分野別閣僚級会議とその下位機関の総称をいう。以下同じ。

² 対話パートナーはASEANの外部パートナー（External Partners：EP）の地位の1つである（ASEAN憲章第44条第1項）。同項は、そのほかの外部パートナーの地位として、分野別対話パートナー（Sectoral Dialogue Partner）、開発パートナー（Development Partner）、特別オブザーバー（Special Observer）及びゲスト等を列挙しているが、対話パートナーは同項で最初に挙げられているため、一般的には外部パートナーの地位の中で最も重要と考えられている。

³ AJSMJ、G7司法大臣会合及び特別対話は、今年7月6日及び7日に同一会場で連続して開催されているところ、主催者である法務省は、これらの会議及びその関連行事等を「司法外交閣僚フォーラム」と称している。G7とASEANの法務・司法閣僚が一堂に会する機会を設けることは、他分野のG7閣僚級会合を見ても例がなく、AJSMJの開催とともに初めて尽くしの国際会議となった。

プラン)」（以下「作業計画」という。）が承認された⁴。これらの成果文書は、日ASEANの法務・司法分野における中長期の協力目標として位置付けられ、今後はこれらの文書に記載された協力項目を実行に移していくこととなる⁵。

これまで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）が関係機関と連携して行ってきた法制度整備支援活動は二国間の支援が中心であり、多国間の支援は限定的であった。1967年のバンコク宣言により発足したASEANは、2007年にASEANの機構の強化及び意思決定プロセスの明確化を目的としてASEAN憲章（ASEAN Charter）を採択した上、2015年には「ASEAN政治・安全保障共同体（APSC）」、「ASEAN経済共同体（AEC）」及び「ASEAN社会・文化共同体（ASCC）」の3つの共同体から成る「ASEAN共同体（ASEAN Community）」の設立を宣言し、2025年を目標年とする長期目標「ASEAN共同体ビジョン2025」及び各共同体ブループリントを採択するなど、地域政府間組織として政治・安全保障、経済及び社会文化の3つの局面での統合の深化を目指している。2019年には、ASEANは「インド太平洋に関するASEANアウトルック（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific：AOIP）」を採択し、アジア太平洋及びインド洋地域に関する指針を自ら打ち出すなどしている。ASEANは、これらの目標や指針を達成すべく、現在様々な取組を行っているが、我が国もこれらのASEANの取組を支援又は協力することにより、ASEAN各国に対する支援及び協力との相乗効果を発揮し、あらゆる面で重要なパートナーであるASEAN及びASEAN各国との関係を強化することが可能となる。当部も、この日ASEAN友好協力50周年を迎える記念すべき年に、これまでASEAN各国で行ってきた二国間の法制度整備支援の取組に加え、ASEANとのマルチの協力も更に強化すべく、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとして、関係者を招いて「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援～日本とASEANのグッド・プラクティスから、『ビジネスと人権』に関連する紛争解決と法制度整備支援の果たすべき役割を考える～」と題する公開シンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催した⁶。

このようなASEANの自律的な取組を支援するためには、これらの活動がどのようなメカニズムで行われ、ASEANとしてどのような分野で発展を必要としているかを理解することが必要不可欠である。そこで、当職は、本稿において、ASEAN憲章等の基本文書を基に、ASEAN代表部での勤務経験で得た知識及び情報も加えつつ、その全体像の構築を試みることにしたい。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の

⁴ 特別対話では、共同議長声明を発表するとともに、我が国から、ASEANとG7双方の法務・司法分野の次世代を担う若手職員が交流し、信頼関係を構築する場として「ネクスト・リーダーズ・フォーラム」の開催を提唱した。この取組もASEANとG7の連携として注目すべきものであるが、本稿では割愛する。

⁵ 通常、ASEAN分野別会議は、ASEAN内で作業計画や行動計画を策定し、その後我が国を含む外部パートナーとの間で必要に応じて作業計画や行動計画を策定するという手順を踏むところ、法務・司法分野のASEAN分野別会議であるASEAN法務大臣会合（ASEAN Law Ministers Meeting：ALAWMM）及びASLOMがこれまで作業計画や行動計画を策定したことはなく、我が国との間で採択した作業計画が初めてであった。今回の作業計画の採択及び承認は、ASEAN内の作業計画や行動計画を持たないまま特定の外部パートナーとの間でのみ作業計画を策定するという点で非常に特殊であるといえる。

⁶ 本シンポジウムの具体的な内容については、本号掲載の國井前ICD教官による記事をご参照いただきたい。

私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 ASEANの概要

1 ASEANの歴史

ASEANは、1967年8月8日に採択されたバンコク宣言によって設立された⁷。設立当初の加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国であり、1984年に英国から独立したブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオス及びミャンマー、1999年にカンボジアがそれぞれ加盟した。その後、20年以上にわたりASEANの10か国体制が続いたが、2022年11月の第40回及び第41回ASEAN首脳会議において東ティモールのASEANへの加盟が原則承認された⁸。今年5月に開催された第42回ASEAN首脳会議において、東ティモールのASEANへの正式加盟に向けたロードマップが採択され、今後は同ロードマップに記載されている目標を達成するための取組を実施していくことが期待される⁹。なお、ASEANの正式加盟のための要件については後述する。

ASEANは、1990年代後半に発生したアジア通貨危機や中国・インドの台頭等を受け、強力な共同体の構築が必要であるという機運が高まり、2003年の第9回ASEAN首脳会議において採択された第二ASEAN協和宣言（Declaration of ASEAN Concord II）において、2020年までにASEAN共同体（ASEAN Community）を構築することで合意し、更に、2007年の第12回ASEAN首脳会議において、ASEAN共同体の設立を2015年に前倒しした。これと時を同じくして、同年にはASEAN共同体の創設に向けてASEANの機構強化及び意思決定過程の明確化を目的に起草されたASEAN憲章が加盟全10か国の首脳によって署名され、翌2008年に発効した。そして、2009年にはASEAN共同体設立に向けたロードマップを示した「ASEAN共同体ロードマップ2009-2015（Roadmap for an ASEAN Community 2009-2015）」を発表し、2015年、APSC、AEC及びASCCの3つの共同体からなるASEAN共同体が発足した。同年、「ASEAN共同体ビジョン2025」及び同ビジョン実現のための各共同体の具体

⁷ ASEAN憲章第39条により、8月8日はASEAN設立記念日に指定されており、現在も同日にはASEAN内で祝賀行事が行われている。

⁸ 2022年11月10日のASEAN首脳会議で採択された「東ティモールのASEAN加盟申請に関する共同声明（ASEAN Leader's Statement on the Application of Timor-Leste for ASEAN Membership）」において、同国のASEANへの加盟が原則承認されるとともに（第1パラグラフ）、正式加盟までの間、同国にオブザーバーの地位が付与され、同国はASEAN首脳会議を含め、すべてのASEANの会合に出席することが認められた（第2パラグラフ）。また、同共同声明により、ASEAN全加盟国及び外部パートナーは東ティモールの能力構築その他ロードマップ達成に必要な支援を全面的に提供することとされた（第4パラグラフ）。残念ながら同ロードマップは公表されていないため、具体的な支援案について同ロードマップを基に論じることは困難であるが、この規定により、我が国が実施している東ティモールに対する法制度整備支援も、対ASEAN協力の1つとして位置付けることが可能であると考えられる。

⁹ 東ティモールの正式加盟については、同ロードマップに記載されている目標の達成が必要となるため、その時期は現時点では不明であるが、ジョゼ・ラモス＝ホルタ同国大統領は、今年8月にインドネシアで行われた会合の場において、「2025年に正式加盟を果たすことができれば理想的である。」と述べている。ASEAN憲章によりASEAN議長国は毎年アルファベット順持ち回りで務めることとされているため、仮に2025年に正式加盟が実現した場合、東ティモールは2030年に初めてASEAN議長国を務めることとなる（同国はアルファベット順でタイとベトナムの間に入る。）。ただし、今年9月に行われた第43回ASEAN首脳会議において、ミャンマーが2026年の議長国を辞退し、承認されたため、その予測どおりとなるかどうかについては不明である。

的な行動目標を定めた3つの「ASEAN共同体ブループリント」を採択するとともに、2019年にはAOIPを採択し、アジア太平洋及びインド洋地域に関する指針を自ら打ち出すなどして現在に至っている。

他方、我が国とASEANの関係は50年前の1973年に始まった。当時、ASEAN¹⁰と我が国の間では合成ゴムの輸出入をめぐる貿易摩擦が生じており、各国で大規模な反日デモが行われるなど、日ASEAN関係は緊張状態にあった。これに対処すべく、1973年、「日ASEAN合成ゴムフォーラム」が開催され、この問題の解決に向けて協議が行われた。同フォーラムは、日ASEANによる初めての対話の機会であり、同フォーラムの創設により、1973年は「日ASEAN友好協力元年」と位置付けられることとなった。この日ASEAN合成ゴムフォーラムの成功を契機に日ASEAN関係は発展し、1977年には初めてとなる日ASEAN首脳会議が開催され、福田赳夫総理大臣（当時）により対ASEAN外交三原則、いわゆる「福田ドクトリン」が表明された¹¹。その後もASEAN主導の地域協力の枠組みとして、1994年にASEAN地域フォーラム（ASEAN Regional Forum：ARF）、1997年にASEAN+3（APT）、2005年に東アジア首脳会議（East Asia Summit：EAS）がそれぞれ構築されているが、日本はいずれの枠組みにも参加しており、ASEANの対話パートナーとして確固たるパートナーシップを築き上げている。我が国は、2010年に非ASEAN加盟国として初めてASEAN事務局があるインドネシア・ジャカルタに常駐の大使を任命・派遣するとともに、2011年には米国に次いで2番目にASEAN常駐代表委員会（Committee of Permanent Representative：CPR）及びASEAN事務局をカウンターパートとする在外公館「ASEAN日本政府代表部」を設置し、様々なレベルや分野において協力関係を構築・強化して今日に至っている。

2 ASEAN憲章の概要

(1) ASEANの基本理念、機関及び意思決定プロセスは、前述のとおり、2007年11月20日の第13回ASEAN首脳会議で採択され、2008年12月15日に発効したASEAN憲章によって定められている。同憲章は前文(Preamble)¹²、本文13章(Chapter)全55条(Article)及び4つの付属文書(Annex)で構成されており、各章の表題は以下のとおりである。

第1章 目的及び原則 (Purposes and Principles)

第2章 法人格 (Legal Personality)

第3章 加盟国 (Membership)

¹⁰ 前述のとおり、1973年当時のASEAN加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国のみである。

¹¹ 全文は割愛するが、①日本は軍事大国にならない、②ASEANと「心と心の触れ合う」関係を構築する、③日本とASEANは対等なパートナーである、の3つの原則を指す（外務省「日本とASEAN」P3参照）。

¹² 前文は全13パラグラフで構成されており、ASEAN憲章の成立過程や尊重すべき基本理念について述べられている。

- 第4章 機構 (Organs)
- 第5章 ASEAN関連組織 (Entities associated with ASEAN)
- 第6章 特権及び免除 (Immunities and Privileges)
- 第7章 意思決定 (Decision-Making)
- 第8章 紛争解決 (Settlement of Disputes)
- 第9章 予算及び財政 (Budget and Finance)
- 第10章 運営及び手続 (Administration and Procedure)
- 第11章 アイデンティティ及びシンボル (Identity and Symbols)
- 第12章 対外関係 (External Relations)
- 第13章 一般及び最終規定 (General and Final Provisions)

ASEAN憲章は、いわば「ASEANの憲法」ともいうべきASEANの基本的事項を規定する加盟国間の国際約束であるが、欧州連合（EU）とは異なり、加盟国の主権の一部を委譲する形態の地域統合を採用せず、加盟国の主権を最大限尊重する立場を採っているため、通常の憲法や基本法とは異なる構成となっている。以下、ASEAN憲章のうち、重要な条文等について見ていくこととしたい（本項に掲げられている章番号及び条文番号はすべてASEAN憲章上の章又は条文である。）。

(2) 第1章

ア まず、第1条は、ASEANの目的として以下の15の項目を定めている。具体的な内容は以下のとおりである。

- 平和、安全及び安定の維持並びに平和志向の価値を強化すること（第1号）
- 政治・安全保障、経済及び社会文化協力の推進により地域の強靱性を向上させること（第2号）
- 核兵器及びその他の大量破壊兵器のない地域としての東南アジアの立場を保持すること（第3号）
- 市民及びASEAN加盟国が正当、民主的かつ調和のある環境で平和に暮らすことができる状態を保障すること（第4号）
- 貿易及び投資の促進による経済的に統合された高度に競争的で安定・繁栄した単一市場及び生産拠点を形成すること（第5号）
- 相互支援・協力を通じてASEAN内における貧困の減少及び開発格差を是正すること（第6号）
- ASEAN加盟国の権限及び責任の範囲内における民主主義、グッドガバナンス及び法の支配の強化並びに人権及び基本的自由を推進・保護すること（第7号）
- 包括的安全保障の原則に従ったあらゆる形態の脅威や国境を越える犯罪等に対して効果的に対応すること（第8号）
- 地域環境の保護、天然資源の持続可能性、文化財の保全及び市民の生活の質

の向上に配慮した持続可能な開発を推進すること（第9号）

- 教育や生涯学習、科学技術における緊密な協力を通じた人材開発により市民及びASEAN共同体の能力を強化すること（第10号）
- 人間開発、社会福祉及び司法への公平なアクセスの機会を保障することにより市民の幸福及び生活を向上させること（第11号）
- 安全かつ薬物のない環境の構築に関する協力を強化すること（第12号）
- 社会のあらゆるセクターがASEANの統合及び共同体創設に参加しその利益を享受できる市民志向のASEANを推進すること（第13号）
- 多様性のある文化及び地域の伝統・財産に対する意識の更なる醸成を通じてASEANのアイデンティティを推進すること（第14号）
- 地域における最も重要な原動力としてのASEANの中心性（centrality）及び積極的な役割並びに透明性・包摂性のある開かれた地域の枠組みにおいて外部パートナーとの協力関係を維持すること（第15号）

イ 次に、第2条1項は、第1条の目的を達成するため、ASEAN及びASEAN加盟国は各種宣言や条約等に規定されている基本原則（fundamental principles）を遵守することを定め、同条2項は、ASEANの原則として以下の14の項目を定めている。

- ASEAN各国の独立、主権、平等、領土の保全及び国家のアイデンティティを尊重すること（第(a)号）
- 地域の平和、安全及び繁栄に向けた共通のコミットメント及び共同の責任を遂行すること（第(b)号）
- 侵略並びに脅威、武力又はその他の国際法に抵触する方法による行為を放棄すること（第(c)号）
- 平和的な紛争解決を信頼すること（第(d)号）
- ASEAN各国の内政に対して不干渉であること（第(e)号）
- 外部の干渉、転覆及び抑圧等を受けずに国家を牽引するASEAN各国の権利を尊重すること（第(f)号）
- ASEAN共通の利益に深刻な悪影響を及ぼす事項について協議する体制を強化すること（第(g)号）
- 法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則及び立憲政治を遵守すること（第(h)号）
- 基本的自由、人権の推進・保護及び社会正義の実現を尊重すること（第(i)号）
- ASEAN各国が締約国となっている国連憲章及び国際人道法等の国際法を支持すること（第(j)号）
- ASEAN各国の主権、領土の保全、政治的・経済的安定に対する脅威となるあらゆる活動に参加しないこと（第(k)号）

- 多様性の中の連帯の精神における共通の価値を強調しつつASEAN内の異なる文化、言語及び宗教を尊重すること（第(1)号）
- 積極性、外向性、包摂性及び非差別性を維持しつつ外部との政治的・経済的・社会文化的な関係においてASEANが中心的な存在となること（第(m)号）
- 市場主導の経済において、経済上のコミットメントの効果的な実施及び地域経済統合に対する障壁の縮小・撤廃に向け、貿易に関する多国間のルール及びASEANのルールに基づく体制を遵守すること（第(n)号）

ウ これらの目的及び原則は、いずれもASEANの存在意義やASEANが最も重要と考える価値を列挙したものであり、ASEANの意思決定や各文書の解釈等にも大きな影響を及ぼしていることから、日ASEAN協力の場面でもこれらの目的や原則に即して検討することが非常に重要である。特に、第2条第2項(a)号によって導かれる加盟国の主権の尊重、同項(e)号や(f)号等の内政不干渉の原則、ASEANの性質及びこれらの目的や原則の趣旨から導かれる「ASEAN一体性」の原則¹³は、2021年2月に発生したミャンマーのクーデター以降、同国の取扱いをめぐる議論においてしばしばASEAN内で取り上げられる原則であり、同国に対して特定の行為を求める又は特定の行為を禁じる場合、これらの原則との関係で問題が生じる可能性がある¹⁴。

また、同項第(m)号によって導かれる「ASEAN中心性の原則」も、日ASEAN協力について議論する上でしばしばASEANから主張される原則であり、例えば、全世界又はASEANより広範な地域に及ぶ枠組みによる協力案件の場合、ASEANがその枠組みにおいて中心的役割を果たしていない限り、たとえASEAN全加盟国が参加するものであっても対ASEAN協力と認定しないことがあるという点で問題となる¹⁵。

(3) 第2章

第2章は第3条のみで構成されており、同条によりASEANは政府間機関(inter-governmental organization)として法人格を付与されている。したがって、ASEANは各ASEAN加盟国とは別に条約等の国際合意の当事者となることがで

¹³ ASEAN憲章第1条及び第2条には「ASEAN一体性 (unity)」の文言そのものは見当たらないが、対外関係を定めた第41条4項には、「ASEANの対外関係の実施に当たり、ASEAN加盟国は、一体性及び団結 (unity and solidarity) に基づき、共通の地位を確立し連帯した行動を追求するための調整と努力を行わなければならない。」旨の規定があり、ASEAN一体性の原則を当然の前提としている。また、ASEANの文書上、ASEANの目的や原則から当然に導かれる原則として、しばしば「ASEAN中心性」と併せて言及される。例として、今年9月に開催された第43回ASEAN首脳会議の議長声明においても、第3パラグラフで「commitment to strengthening the ASEAN Community, its unity and Centrality」との記述がある。

¹⁴ ASEAN一体性の原則は、複数のASEAN加盟国との二国間協力を束ねて1つの対ASEAN協力案件として取り扱う際にも問題となりうる。

¹⁵ 最終的に対ASEAN協力案件と認定される場合であっても、その議論の過程でASEAN中心性の原則が主張されることは多い。特に、同様の広範囲な地域枠組みによる協力が多数にわたる場合は、ASEAN中心性を理由に日ASEAN協力案件の形成が求められることがあり、筆者が出席したASEAN分野別会合においても、そのような主張が各国から出されたことがあった。

きる¹⁶。

(4) 第3章

第3章には加盟国（ASEAN Member States）に関する規定が設けられている。第4条は現在のASEAN加盟国を列挙しており、同条に掲げられていない国は加盟国としての地位が認められない。

ASEANに加盟するためには手続的要件と実体的要件の両方を充たす必要があり、いずれも第6条にその規定がある。第6条第1項、3項及び4項は手続上の要件を定めており、加盟の申請及び承認についてはASEAN調整理事会（ASEAN Coordinating Council：ACC）によって定められる手続に従い、同理事会の推挙に基づきASEAN首脳会議のコンセンサスにより決定することとされており、ASEAN憲章への加入に関する文書（Instrument of Accession）への署名によって正式に加入が認められる。

他方、承認のための実体的要件については第6条第2項に定められており、①地理的に東南アジア地域と認められる位置にあること（同項(a)号）、全ASEAN加盟国の承認（recognition）があること（同項(b)号）、ASEAN憲章により拘束されること及び同憲章に従うことに合意していること（同項(c)号）及び加盟国としての義務を遂行する意思及び能力があること（同項(d)号）の4つの基準によって判断することとされる¹⁷。(d)号の基準に関し、第5条には加盟国としての義務及び権利に関する規定が設けられており、全加盟国は平等の権利及び義務を有するとされ（同条第1項）、ASEAN憲章の各規定を効果的に実施し、加盟国としての全ての義務を果たすため、適切な国内法の整備等の必要な措置を講じる義務を負う（同条2項）。

そのほかにもASEAN憲章は加盟国に様々な義務を課しているが、代表的なものとして、ASEAN事務局の運営予算の均等負担及び拠出義務（第30条第2項）、ASEAN議長国としてASEAN首脳会議をはじめとするASEAN関連会議¹⁸を開催する義務（第30条第2項）¹⁹、外交儀礼及び慣例を遵守する義務（第

¹⁶ 共同体としてのASEANに対する技術協力（専門家の派遣やASEANからの研修の受入等）の実施に当たり、ASEANのとるべき措置等を包括的に定めた「技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定」（通称「日ASEAN技術協力協定」）は、我が国と政府間機関としてのASEANとの間で締結された国際約束の1つであり、2019年5月に河野太郎外務大臣（当時）とリム・ジョクホイASEAN事務総長（当時）との間で署名が行われた。ただし、派遣専門家の特権免除等、ASEAN各国の主権に属する事項については、ASEANは処分権を持たないため、派遣先のASEAN各国との間の個別の合意によって付与されることとなる（ASEAN憲章第17条第2項）。

¹⁷ (a)号から(c)号までの基準は、通常その有無が客観的に明らかであることが多く、その認定に特段の問題が生じることは少ないと思われる。他方、(d)号の基準、特にASEAN加盟国としての義務を果たす能力の有無は、総合的な評価が必要であることから、加盟国によって意見が分かれ、コンセンサスの形成を阻害する原因となり得る。この点に関し、東ティモールは2011年にASEANへの加盟を申請してから2022年に原則承認されるまでに約12年の年月を要しているところ、ASEANはその原因を明らかにしていないが、同国については(a)号から(c)号の基準が特段問題とならないと考えられることから、(d)号の基準の評価及びその前提となる調査に時間を要した可能性が高いと推察される。なお、前述のとおり、東ティモールが正式加入するためにはASEANが定めたロードマップ上の目標をクリアする必要がある、ASEANが現時点で(d)号の基準を充たしていると判断していないことは注意を要する。

¹⁸ ここでは、ASEAN首脳会議、ASEAN外相会議（ASEAN Foreign Ministers Meeting）及びASEAN分野別会議等ASEANの公式会議の総称として用いている。以下同じ。

¹⁹ ただし、同項は「the Member State assuming the Chairmanship」という修飾節を付加しており、ASEAN関連会議の開催はあくまで「議長を引き受けた」加盟国の義務であることには注意を要する。

33条)、各対話パートナーとの調整役 (Dialogue Coordinator) を輪番で務める義務 (第42条)²⁰ 等がある。

(5) 第4章

ア 第4章は第7条から第15条で構成され、ASEANの各機関とその任務について定めている。同章でその性質及び権限が定められているASEANの機関は、ASEAN首脳会議 (ASEAN Summit) (第7条)、ACC (第8条)、ASEAN共同体理事会 (ASEAN Community Council) (第9条)、ASEAN分野別閣僚級会議 (ASEAN Sectoral Ministerial Bodies) (第10条)、ASEAN事務総長 (Secretary-General of ASEAN) 及びASEAN事務局 (第11条)、CPR (第12条)、ASEAN国内事務局 (ASEAN National Secretariats) (第13条)、ASEAN人権機関 (ASEAN Human Rights Body) (第14条) 及びASEAN基金 (ASEAN Foundation) (第15条) であり、各機関の職務及び各機関間の関係については図1のとおりである。

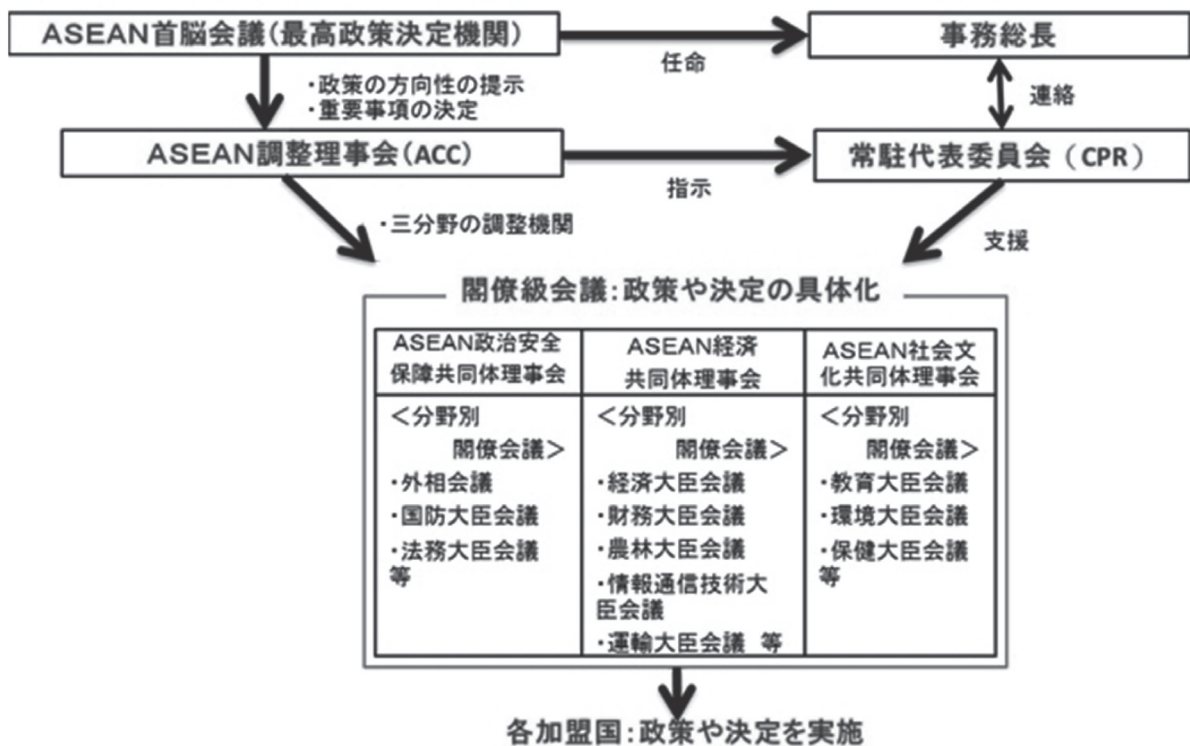


図1 ASEANの機関及び役割

外務省ホームページ「ASEAN概況」より引用²¹

²⁰ ASEANの対話パートナーの1つである日本にも調整国が割り当てられており(「対日調整国」と呼ばれる。)、任期は3年で逆アルファベット順の輪番制である。2021年8月からタイが対日調整国を務めている。

²¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page25_001325.html (2023年10月29日閲覧)

- イ ASEAN首脳会議はその名のとおりにASEAN各国の首脳で構成される会議体であり（第7条第1項）、ASEANの最高政策決定機関として、ASEANの政策の方向性の提示や重要事項²²に関する意思決定等を行う（第7条第2項各号）。ASEAN首脳会議は年2回（概ね4～5月及び9～10月）開催され、9～10月に開催されるASEAN首脳会議では、日ASEANやASEAN+3首脳会議等、ASEANと対話パートナー等による会議も開催される。
- ウ ACCは、ASEAN各国の外務大臣によって構成される会議体であり、ASEAN首脳会議の準備その成果文書の実施、各ASEAN共同体理事会間の調整等を目的として年2回開催される（第8条第1項及び第2項）。
- エ ASEAN共同体理事会は、ASEAN政治・安全保障共同体理事会、ASEAN経済共同体理事会及びASEAN社会・文化共同体理事会の3つの理事会から成り、各共同体に属するASEAN分野別閣僚級会議の管轄下に置かれ、各ASEAN共同体の目標を実現すべく、最低年2回の会合を開催し、ASEAN首脳会議で決定された政策の実施、異なる共同体間又は分野別閣僚級会議間の調整、ASEAN首脳会議への報告や勧告の提出等を行う（第9条第1項、第2項及び第4項）。
- オ ASEAN分野別閣僚級会議は、各会議の所管の範囲内において、ASEAN首脳会議で決定された政策や合意の実施、ASEAN統合や共同体構築に向けた協力の強化、各共同体理事会への報告や勧告の提出等の任務を行う（第10条第1項）²³。各分野別閣僚級会議は、関連する高級実務者会合（Senior Officials Meeting：SOM）やその下位機関を監督し、各分野における具体的政策の実施や実務上の協力について協議を行っている。
- カ ASEAN事務総長は、ASEAN加盟国の国民から選ばれ、ASEAN首脳会議で任命される²⁴。任期は5年で延長や更新は不可である（第11条第1項）。ASEAN事務総長は、ASEAN憲章及びその他の法的文書等の規定によって認められる義務及び責任を果たすことが求められているほか、ASEANの合意や政策の実施状況をモニタリングし、ASEAN首脳会議等の関連会合に出席してASEANの活動について報告するなどの職責を負っている。ASEAN事務総長の下には4人の事務次長（Deputy Secretary-General）が配置され、各共同体又は官房をそれぞれ担当している²⁵。ASEAN事務局はインドネシア・ジャカ

²² ASEAN事務総長の任命（同項(g)号）やASEAN分野別閣僚級会議やその他のASEAN機関の創設（同項(f)号）等がこれに含まれる。

²³ ASEAN分野別閣僚級会議は付属文書1に列挙されており、2020年11月時点でAPSCに9、AECに16、ASCCに19の合計44の閣僚級会議がそれぞれ存在している。法務・司法に関連する分野別閣僚級会議及びその下位機関については第3で詳述する。

²⁴ ASEAN事務総長を輩出する国はアルファベット順に基づいて決定される（ASEAN憲章11条1項）。現在のカオ・キムホン（Kao Kim Houn）ASEAN事務総長はカンボジア国籍、前任のリム・ジョクホイ（Lim Jock Hoi）はブルネイ国籍である。また、ASEAN事務総長は閣僚級と位置付けられており（第7条第2項第(g)号）、カオ事務総長の前職はカンボジア王国首相補佐特別大臣（Minister attached to the Prime Minister）である。

²⁵ 事務次長のランクは副大臣又は次官級（Deputy Minister）とされている（第11条第4項）。

ルタにあり、ASEAN事務総長²⁶及び事務次長を含む職員²⁷が執務を行っている。ASEAN事務局の主な業務はASEAN関連条約、プロジェクト等の実施促進及び進捗管理、各種年次報告書の作成、ASEAN関連会議への参加、関連文書の管理、対外広報等である。

キ CPRは、各ASEAN加盟国からジャカルタに派遣されている常駐代表（大使）で構成される会議体であり、ACCやASEAN分野別閣僚級会議との連携や調整、外部パートナーとの協力の促進等を主な職務としている（第12条）。

ク ASEAN国内事務局は、各ASEAN加盟国の政府内に設けられている対ASEANの窓口（focal point）であり、ASEANの政策を各国内で実施するとともに、各国内におけるASEAN関連会議の準備等を行う（第13条）。ASEAN人権機関（ASEAN Human Rights Body）については第3で後述する。

(6) 第5章

ASEAN関連組織は、ASEANの機関ではないが、ASEAN憲章、特にASEANの目的及び原則の実現を支援する組織を指し、付属文書2に列挙されている²⁸。法務・司法分野では、ASEAN各国の最高裁判所長官による会議体「ASEAN最高裁判所長官評議会（Council of ASEAN Chief Justices：CACJ）」²⁹やASEAN各国の弁護士等による団体「ASEAN法律協会（ASEAN Law Association：ALA）」、ASEAN各国の警察当局によるネットワーク「ASEANPOL」等がある。

(7) 第7章

第20条はASEANの意思決定に関する規定であり、同条第1項によりASEANの意思決定は協議及びコンセンサスに基づいて行うことを基本原則としている³⁰。この基本原則は極めて重要であり、あらゆるASEANの会議体においてこの原則により意思決定が行われている。「協議及びコンセンサス」と定めていることから、有効な意思決定であると認められるためには、全加盟国が意思決定の場面に参加したという事実だけでは足りず、その協議にも参加した事実が必要である³¹

(8) 第9章

第9章は予算及び財政について定めているところ、ASEAN事務局の運営に必

²⁶ ASEAN事務総長はASEAN事務局の長であるとともに、ASEANの最高運営責任者でもある（第11条3項）。

²⁷ 事務次長の下には12の局（Directorate）があり、その下には課（Division）が設けられている。局長（Director）、課長（Assistant Director）及び上級職員（Senior Officer）についてはASEAN加盟国の国籍を有する者から公募によって採用される。ローカルスタッフを含めASEAN事務局の職員は約400名であり、ASEANの機能強化やASEAN関連会議の増設により1人当たりの業務負担は増加傾向にある。

²⁸ 2020年5月時点で75のASEAN関連組織が掲載されている。

²⁹ CACJは、日中韓との司法分野における協力を強化すべく、2022年11月に第1回となる「ASEAN+3会合」を開催した。

³⁰ 通常この基本原則に基づいて意思決定が行われ、コンセンサスが得られなかった場合や同原則に対する重大な違反があった場合はASEAN首脳会議の判断を仰ぐこととなるが（第20条第2項及び第4項）、その他のASEANの法的文書にそれと異なる定めがある場合は当該規定に従うことを妨げられないとされる（同条第3項）。

³¹ ただし、必ずしもASEAN全加盟国の代表者が一堂に会している必要はなく、一部の国が欠席している場合でも、必要な情報が提供され、議論の機会が確保されていればこの基本原則を充たしていると判断される場合もあり、実例も存在する。

要となる予算はASEAN各国が均等に負担し、適切な時期に当該費用に支弁するための金銭を拠出することとされている（第30条第2項）。これは、各国の財政規模や経済格差等にかかわらずASEAN全加盟国が同額の費用を負担することを意味し、ASEANの権利と義務は平等に認められるとする第5条第1項の規定に基づくものである。ASEAN事務総長は、ASEAN事務局の年間運営予算案を作成し、CPRの勧告に基づきACCの承認を得なければならない（同条第3項）。

(9) 第10章

第10章は運営及び手続について定めている。ASEAN加盟国は、任期1年間（暦年）の輪番制（英語表記のアルファベット順で交替）でASEAN議長国を務めることとされており、議長国は、ASEAN関連会議を開催し、議長を務めなければならないとされている（第31条第1項及び第2項）³²。議長国は、ASEANの利益と幸福を積極的に向上させ、ASEAN中心性を確保し、非常事態や危機に適切に対処し、ASEANを代表して外部パートナーとの緊密な関係を強化するなどの責務を負う（第32条）。ASEAN及びASEAN加盟国は、ASEANに関連する活動の実施に当たり、既存の外交儀礼や慣例に従うこととされる（第33条）。ASEANの作業言語（working language）は英語であり（第34条）、ASEAN関連会議では必ず英語が用いられる。ASEAN憲章も英語が原文であり（第53条）、各種の成果文書も英語が原文である。

(10) 第11章

ASEANのアイデンティティ及び象徴について規定されている。ASEANのモットーは「One Vision, One Identity, One Community」であり（第36条）、ASEANの旗は付属文書3により、ASEANのエンブレムは付属文書4により、その規格と各部分の意味が定められている（第37条）。

(11) 第12章

第12章は対外関係に関する規定を設けている。特に重要であるのは、対外関係において、ASEANがその中心性の維持等に向けた原動力となることや（第41条第3項）、一体性及び団結に基づいて、共通の地位の確立や共同の活動の追及に向けた調整と努力を求めている点である（同条第4項）。ASEANの中心性及び一体性の原則は、ASEANの対外関係において直接的な影響を及ぼしており、法務・司法分野の日ASEAN協力を考える上でもこれらの原則を無視することはできない。なお、ASEAN憲章では、国連やその他の地域・国際機関へのASEANの参加はACCが判断しなければならないとされている（第45条第2項）。

(12) 第13章

第13章は、署名、批准、寄託及び効力発生日（第47条）、改正（第48条）、

³² この点に関し、前述のとおり、2026年に議長国を務めることとなっているミャンマーは、今年9月のASEAN首脳会議において、国内情勢を理由に2026年の議長国を辞退し、2027年に議長国を務める予定だったフィリピンが繰り上がって2026年に議長国を務めることとなった。

委任事項や手続に関する規則の制定（第49条）、レビュー（第50条）、解釈（第51条）、同憲章発効前に発効した法的文書の効力（第52条）、原文の取扱い（第53条）、国連への登録（第54条）、財産の帰属（第55条）等の総則を定めている。第51条により、ASEAN憲章の個々の条文の解釈は、ASEAN事務局がASEAN加盟国の請求に基づきACCの定める手続に従って行うこととされており（同条第1項）、各章のタイトルや見出しについては専ら参考のために存在し、それ自体解釈の根拠とはならないとされている（同条第3項）。

第3 法務・司法分野に関連するASEAN分野別閣僚級会議等

1 概観

(1) 前述のとおり、ASEANの3つの共同体の中には合計44の分野別閣僚級会議が存在している。このうち、法務・司法分野に直接的に関連する会議体として以下のものがある³³。

- ① ASEAN国境を超える犯罪（越境犯罪）に関する閣僚級会議（ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime：AMMTC）
- ② ASEAN法務大臣会議（ALAWMM）
- ③ ASEAN薬物問題に関する閣僚級会議（ASEAN Ministerial Meeting on Drug Matters）
- ④ ASEAN刑事共助に関する中央当局閣僚・司法長官会議（ASEAN Ministers/Attorney-General Meeting of the Central Authorities on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters：AMAG-MLAT）³⁴

これらの会議体はいずれもAPSCに属している。各会議体の下位機関（SOM及びワーキンググループ（WG）・タスクフォース（TF）等）は図2のとおりである。このうち、①から③については、我が国と対話の枠組みを有している。

³³ 法務・司法分野に直接関係するものとして①～④を挙げているが、他の分野別会議が特定の法分野を取り扱っていることがある。例えば、民商事法、汚職対策、知的財産法、競争法等の分野については、ASEAN経済共同体の各分野別会議が所管している。

³⁴ 同会議体の前身は2003年に既に存在していたが（ASEAN刑事共助条約を起草・締結するために創設された「刑事共助条約に関する司法長官会合」）、ASEAN分野別閣僚級会議に昇格されたのは2019年のことであり、最も新しいASEAN分野別閣僚級会議の1つである。なお、同年には2004年に締結されたASEAN刑事共助条約もASEAN条約に昇格している。

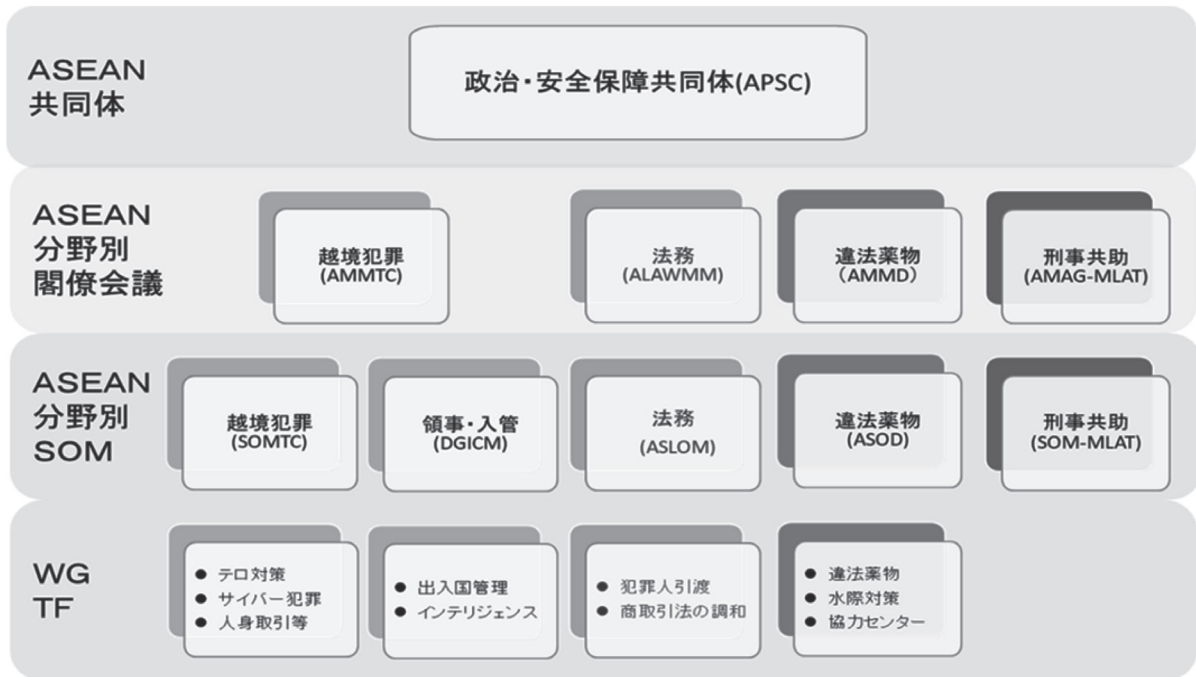


図2 法務・司法分野のASEAN分野別会議

また、前述のとおり、分野別会議ではないが、ASEAN人権機関（ASEAN憲章第14条）として以下の機関が設置されている。

⑤ ASEAN政府間人権委員会（ASEAN Intergovernmental Commission of Human Rights：AICHR）

(2) これらの会議体や人権機関では、関連する条約等の国際合意を所管しているほか、法的拘束力のない声明や作業計画等の文書を採用し、これらに基づいて個別の取組や協力案件を協議し、実施している。各会議体が所管する主な国際合意及び採択済み文書の一覧は表1のとおりである³⁵。

³⁵ この表に掲げられている国際合意及び文書は、ASEAN内で締結又は作成されたものであり、ASEANと外部パートナーの間で締結又は作成されたものは含まない。

表1 主な所管国際合意及び採択済み文書一覧

	越境犯罪	法務	違法薬物	刑事共助	人権機関
国際合意	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テロ防止条約 ◆ 人身取引(特に女性・子供)防止条約 ◆ 査証免除に関する合意 	なし	なし	◆ 刑事共助条約	
宣言声明	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 越境犯罪防止 ◆ テロ防止のための共同活動 ◆ 国際的な穏健主義促進活動 ◆ 急進化及び暴力的過激主義の台頭防止 ◆ 外国人テロ戦闘員の移動の防止 ◆ 違法な人の移動の防止 ◆ 人身取引(特に女性・子供)防止 	◆ 共同声明	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「薬物のないASEAN」の実現 ◆ 麻薬の乱用・違法な輸出入の防止 ◆ 薬物乱用に関する国際問題 	◆ 共同声明	◆ ASEAN人権宣言
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 越境犯罪防止 ◆ テロ防止 ◆ 急進化及び暴力的過激主義の台頭防止 ◆ 人身取引(特に女性・子供)防止 ◆ 出入国管理上の諸問題における国際協力 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 違法薬物に対する地域の安全確保 ◆ 違法薬物の製造・密輸及び使用の防止 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ◆ AICHR5か年計画 2021-2025) ◆ (障害者の人権)

本稿ではこれらの会議体及び人権機関についてすべて触れることは困難であるため、当部の活動に関連があるALAWMM及びAICHRについて述べることにしたい。

2 ALAWMM及びAICHR

(1) ALAWMM

ア ALAWMMは、ASEAN各国の法務閣僚³⁶により構成されるASEAN分野別閣僚会議であり、第1回ALAWMMは1986年にインドネシア・バリで開催され、直近では2021年に第11回ALAWMM(議長国・マレーシア)が開催されている³⁷。図3のとおり、ALAWMMの下にはSOMとしてASLOMがあり、ASLOMの下には現在「商取引法の調和」及び「ASEAN犯罪人引渡条約」の2つのWGが存在する3層構造となっている。かつてALAWMMは3年に1回、ASLOMは1年6か月に1回の頻度で開催されていたが、時代や環境の変化に適切に対応するためという理由により、2022年以降、ALAWMMは2年に1回、ASLOMは1年に1回の開催にそれぞれ変更された。ALAWMMが開催される年は、同会議の直近にASLOMが開催され、前回以降の各国の取組についてステートメントが行われるとともに、ALAWMMで採

³⁶ 近年のALAWMMの出席閣僚は以下のとおりである。ただし、用務の都合により下位の者が代理で出席することも多い。

ブルネイ：司法長官 (Attorney General)、カンボジア：司法大臣 (Minister of Justice)、インドネシア：法務人権大臣 (Minister of Law and Human Rights)、ラオス：司法大臣 (Minister of Justice)、マレーシア：首相府大臣 (Minister in the Prime Minister's Department (Law and Institutional Reform))、フィリピン：司法大臣 (Secretary of Justice)、シンガポール：法務大臣 (Minister of Law)、タイ：法務大臣 (Minister of Justice)、ベトナム：司法大臣 (Minister of Justice)

³⁷ 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンライン開催となった。

扱される共同声明（Joint Communiqué）のドラフトについての協議が行われることが慣例となっている³⁸。

ALAWMM（ASEAN法務大臣会議）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ASEAN加盟国の法務・司法大臣が出席 ◆ 3年に1回開催→2022年から2年に1回に変更 ◆ ASLOMの議論を踏まえてASEANの法務・司法分野の協力について協議し、共同声明を発表
ASLOM（ASEAN高級法務実務者会合）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ASEAN加盟国の高級法務実務者（局長～次官級）が出席 ◆ 1年半に1回開催→2022年から1年に1回に変更 ◆ ASEANの法務・司法分野の協力についてより実務的なレベルで協議、結果をALAWMMに報告
ASLOM・WG（ASLOM作業部会）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ASEAN加盟国法務当局の実務レベル（課長～局長級）が出席 ◆ 必要に応じて開催 ◆ 実務的な課題（現在は「犯罪人引渡」と「商取引法の調和」）について議論し、結果をASLOMに報告

図3 ALAWMM及びその下位機関の概要

イ ALAWMM及びその下位機関にはTOR（Terms of Reference）等の所管事項を定めた文書は存在せず、各ASEAN加盟国から法務・司法当局の所管事項に関連する議題が提出され、当該議題がALAWMM及びその下位機関の所掌に属するか否かをその都度協議の上決定している³⁹。ALAWMM、ASLOM及び各WGの議題及び議論の内容については公表されておらず、ALAWMMで採択され公表される共同声明及び各ASEAN加盟国の法務・司法当局の公式サイトやSNSの記事によってうかがい知ることができるのみである。直近3回のALAWMMの共同声明に掲げられている項目を整理したものが図4である。

³⁸ ALAWMMもASLOMも議長国はアルファベット順の輪番制で務めることとなっているが、ALAWMM開催年はALAWMM議長国がASLOM議長も務めることが慣例となっている。他方、ALAWMM非開催年はALAWMM議長国開催年とは異なる独自のローテーションで議長国を交替しているため、ALAWMMとASLOMの議長国は非常に複雑な動きをすることとなる。なお、2024年（ALAWMM非開催年）のASLOM議長国はシンガポールとなる見込みである。

³⁹ ALAWMM及びその下位機関を担当するASEAN事務局法律・協定サービス局条約課からの聴取結果による。なお、ALAWMMに限らず、筆者が関与した他のASEAN分野別会議等についても、所管事項を定めた文書はないとの回答がASEAN事務局の各担当課等から得られている。もっとも、他のASEAN分野別会議では、ASEAN内又は対話パートナーとの間で作業計画や行動計画等を策定し、それに基づいて協議や取組を行っているため、これらの文書が実質的に当該会議体のTORとしての役割を果たしている。

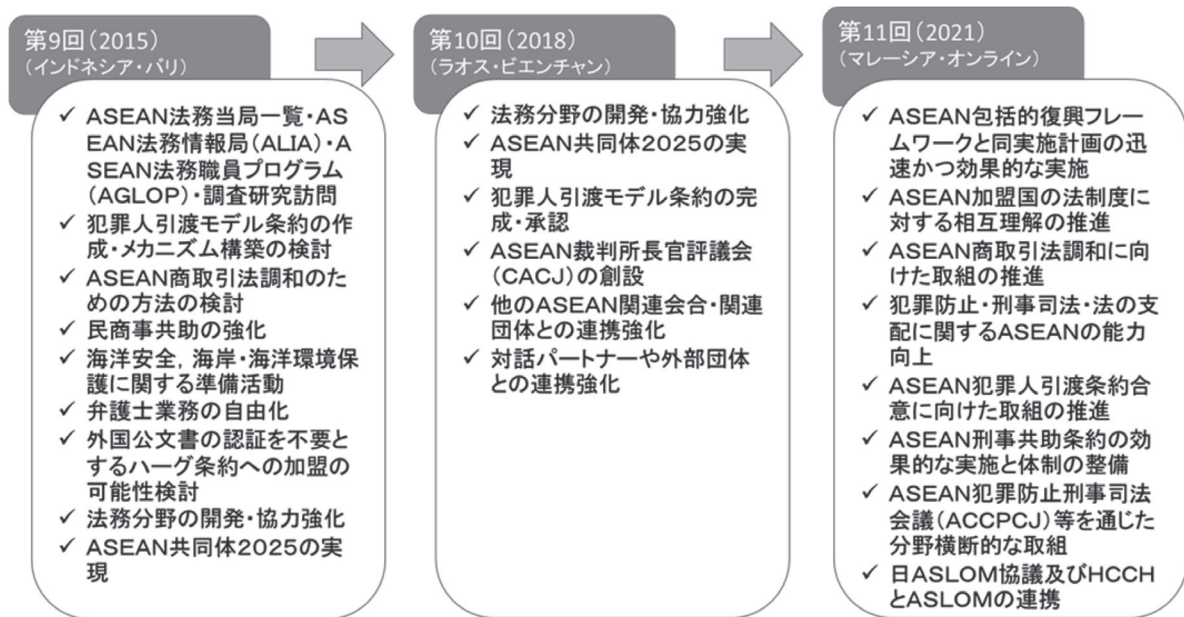


図4 直近3回のALAWMM共同声明の項目一覧

ウ ALAWMM及びその下位機関は、他のASEAN分野別会議とは異なり、2021年まで外部パートナーとの間でフォーマルな対話の枠組みを有していなかった。冒頭でも述べたとおり、我が国は、同年に開催された第20回ASLOMにおいて、第1回日ASLOM協議を開催し、外部パートナーとして初めてASLOMとの対話の機会を設けることに成功し、同協議には法務事務次官を団長とする我が国の代表団がオンラインで参加した。2022年には第2回日ASLOM協議がフィリピン・マニラで、今年2月には準備会合が東京でそれぞれ開催され、AJSMJの開催及びその内容に関する協議が行われるとともに、同準備会合において作業計画が採択された。そして、今年7月に東京で開催されたAJSMJでは、作業計画が承認されるとともに、成果文書として共同声明が採択された。

エ 共同声明及び作業計画は、法務・司法分野における日ASEANの中期的な協力目標として位置付けられ、今後、作業計画に基づき、様々なスキームを活用して、具体的な協力案件を形成・実施していくこととなる。今後の日ASLOM協議においても、作業計画の実施状況が共有されるとともに、未実施の項目に関し今後どのような協力を行っていくかを協議し、最終的にはすべての項目を実施することができるよう協力案件の形成と実施を進めていくこととなる。作業計画は別添のとおりであり⁴⁰、「具体的取組」欄に記載されている取組をどのように実施していくかを検討していくかが今後の課題となる。

⁴⁰ 別添は作業計画の仮訳。共同声明及び作業計画の原文（英文）については法務省HP（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html）をご参照いただきたい。

(2) A I C H R

ア ASEAN政府間人権機関（A I C H R）は、ASEAN分野別閣僚級会議とは異なる特別の機関である。A I C H Rの目的は人権及び基本的自由の推進・保護であり（ASEAN憲章第14条1項）、その運営はASEAN外務大臣会議が定めるTORに従って行うこととされている。TOR上、A I C H Rの権限及び機能は以下のとおり定められている（括弧内の数字はTORのパラグラフ番号である。以下同じ）。

- 人権及び基本的自由の推進・保護のための戦略の策定（4.1）
- ASEAN人権宣言の起草（4.2）
- 人権に関する意識啓発（4.3）
- 国際人権条約の効果的な実施に関する能力向上の推進（4.4）
- ASEAN加盟国に対する国際人権条約等への加入・批准の推奨（4.5）
- 人権に関するASEANの法的文書の完全履行の推進（4.6）
- ASEAN分野別会議に対する人権に関する助言や技術協力の提供（4.7）
- ASEAN機関及び関連組織との対話や協議（4.8）
- 人権に関連する国内・地域・国際機関や組織との協議（4.9）
- 人権に関するASEAN加盟国からの情報収集（4.10）
- 人権問題に関する共通のアプローチや立場の確立（4.11）
- ASEAN内におけるテーマ別人権問題に関する研究の実施（4.12）
- 年次報告の作成及びASEAN外務大臣会議への提出（4.13）

イ A I C H RはASEAN加盟国により構成され、各ASEAN加盟国は1名の政府代表を任命する。各国政府代表のバックグラウンドは政府職員や学者が中心であるが、各国代表はその3年の任期中、A I C H Rの会合（定期会合は年2回開催。その他必要に応じて追加会合が開催される。）に出席し、ASEAN憲章及びA I C H RのTORに従って行動する義務を負い、任命国の政府に対して責任を負う（5.1ないし5.7）。A I C H Rの意思決定も協議とコンセンサスに基づいて行われる（6.1）。

ウ A I C H Rは、TORによって認められる権限に基づき、「ASEAN人権宣言」を起草するとともに、「A I C H R 5か年計画」⁴¹や、「障がい者の人権の主流化のためのマスタープラン2025」等の人権政策に関する中期目標を定め、その実施に向けた様々な取組を実施しており、その中にはビジネスと人権に関する取組も数多く含まれる。冒頭で述べたとおり、当部は、今年7月の司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとして、公益財団法人国際民商事法センター、独立行政法人国際協力機構（J I C A）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所との共催により、ビジネスと人権に関

⁴¹ 現行の5か年計画は「AICHR Five Year Work Plan 2021-2025」である。

するシンポジウムを開催しているところ、ユユン・ワニングラム（Ms. Yuyun Wahyuningrum）A I C H R インドネシア政府代表を招へいし、A I C H R におけるビジネスと人権の取組について特別講演を行っていただいた。ビジネスと人権の分野は、A I C H R、特にユユン氏が高い関心をもって取り組んできた分野であり、そのことは、「A I C H R 5 か年計画 2 0 2 1 - 2 0 2 5」において、「A S E A N におけるビジネスと人権に関する国連指導原則の実施に関する経験を共有するための地域協議の実施」とその成果「ビジネスと人権に関する国内行動計画（National Action Plan）の策定にまつわるベストプラクティスと教訓の文書化」（同計画優先分野（Priority Area）2.5）や、「ビジネスと人権を含む人権上の諸問題を解決するためのベストプラクティスを共有するための取組」とその成果「共有されたベストプラクティスの文書化」（同計画優先分野2.6）が優先分野として掲げられていることから明らかである⁴²。

また、同計画では、これらの優先分野に関連するA S E A Nの機関の1つとしてA S L O Mが挙げられているところ、前記作業計画においても、「法の支配を更に促進するための協力」の1つとして、司法アクセスの向上を含む法の支配と人権の更なる促進に関連する事項について知見を共有し理解を深めることが掲げられていることから、A I C H R 及びA S L O Mと連携し、ビジネスと人権の促進に関する知見の共有や司法アクセス・法的紛争解決能力の向上を図るための協力を行っていくことにより、A I C H R 5 か年計画及びワークプランを同時に実施することが可能であり、このような分野横断的な取組は日A S E A N関係の更なる強化につながっていくものと考えられる。

第4 おわりに

以上のとおり、本稿では、A S E A Nの基本構造についてA S E A N憲章に沿って概観するとともに、法務・司法分野に関連するA S E A N分野別会議の全体像と現在注目すべき特定の会議体の動きについて見てきた。このほかにも、紙幅の関係で紹介することができなかったが、近年は日A S E A N関係にも大きな影響を与える取組が次々と行われているところ⁴³、本号が発刊される今年12月に東京で日A S E A N特別首脳会議が開催され、日A S E A N関係に関する新たな指針が示されることにより、その動きはますます加速していくものと考えられる。司法外交閣僚フォーラムの開催や、法務・司法分野に関する共同声明や作業計画の採択という前例のない取組を行ってきた我が国としても、これらの成果文書に基づき、法務・司法分野における日A S E A N協力の更なる飛躍を遂げることが期待されている。

⁴² この点に加えて、具体的内容までは不明であるものの、A I C H Rの活動報告を見るとA I C H R各会合において必ずビジネスと人権に関する各国の取組の報告や提言が行われていることがわかり、この事実からもA I C H Rのビジネスと人権に対する問題意識の高さがうかがえる。

⁴³ 例えば、2019年のA O I Pの策定や、2022年のC A C J + 3会合やA S E A N入国管理局長・外務省領事部門長高級実務者会合（ASEAN Directors-General of Immigration Departments and Heads of Consular Affairs Divisions of the Ministries of Foreign Affairs : D G I C M）+ 3協議の創設などが挙げられる。

(別添)



「日ASEAN法務・司法ワークプラン」の骨子

(2月13日に採択済み)

- 日本とASEANの法務高級実務者は、法務・司法分野の協力関係を深化させることを通じ、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値を推進するため、「日ASEAN法務・司法ワークプラン」(以下「ワークプラン」)を採択する。日本とASEANは、ワークプランの実施を通じて、日ASEAN特別法務大臣会合で採択される共同声明に掲げられたコミットメントを実現する。
- ワークプランは、日本とASEANの友好・協力を促進し、(ASEANの)「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に掲げる分野の取組に貢献する。
- 日本とASEANは、ワークプランの実施に当たり、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国連開発計画(UNDP)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)などの関係する国際機関と連携する。日本とASEANは、ワークプランに掲げられた全ての活動の実現に向けて、既存の枠組等との相乗効果(シナジー)を追求するとともに、作業の重複を避け、利用可能なあらゆる財源からの予算獲得の方法も含め、最良の方法を模索する。ワークプランは状況の変化に応じて柔軟に対応できるものとし、必要に応じて日本とASEANの合意によって修正できるものとする。
- ワークプランの進捗は、今後開催される日ASLOM協議(高級実務者協議)にて報告するものとし、日本とASEANは今後の進め方等について積極的に意見交換を行う。
- ワークプランに掲げられた全ての活動は、関連する所掌を有するASEANの分野別会合や、各国の関係省庁と緊密に協議しながら実施する。ワークプランの内容はいかなる場合にもASEANの既存の枠組みの所掌や構造に影響を及ぼさない。

総論	
1	(目的) 日本とASEANの法務・司法分野における中期的な課題を特定する。

	<p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日ASLOM協議を定期的に開催する。 ・日ASLOM協議における戦略的対話を促進するための方策について協議する。
2	<p>(目的)</p> <p>知識の向上、相互理解の強化を通じて重要課題に対処する。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務・司法分野の専門家や研究員等による研究や、知識の交換等を行うための持続可能な方法（訪問研修を含む）を検討する。
3	<p>(目的)</p> <p>より強固なパートナーシップの実現に向けた法制度整備支援の要素を探求する。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度整備支援に関するこれまでの成果を棚卸し（ストックテイキング）するとともに、今後の支援の在り方の要素について検討するための協議を実施する。
4	<p>(目的)</p> <p>法務・司法分野の専門家の交流を通じて人材育成と能力構築を促進する。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN各国と法務総合研究所の間で、計画的・組織的な人材交流を可能とするスキームを策定する。
国際商取引のルールに基づく解決促進	
5	<p>(目的)</p> <p>国際商取引から生じる紛争を解決する手段として国際仲裁・調停の活用を強化する。</p> <p>(具体的取組)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際仲裁・調停について、国内法を実施し、及び・又は、改善し、適当と認められる場合には、国際的なガイドライン、ルール、基準を検討するため、知識、グッドプラクティス及び経験（これら手続のデジタル化に関するものを含む）の交換に向けて、政府、仲裁・調停その他裁判外紛争解決手続を行う機関、実務家、その他国内法や実務に関する専門性を有する国際機関が集まって協議するための方策を検討する。 ・仲裁・調停その他裁判外紛争解決手続を行う機関や地域の実務家がネットワークを構築し、連絡窓口（フォーカルポイント）のリストを作成することで情報交換を促進するための機会を提供する。
犯罪防止・刑事司法に関する協力	
6	<p>（目的）</p> <p>以下の分野を含む、刑事に関する効果的な国際協力を強化するためのメカニズムを強化する：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 捜査共助 － 犯罪者処遇、矯正、社会内再統合 <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期開催されるCrim-APにて共有された情報やベストプラクティス、また、特定された課題等を念頭に置きつつ、ASEAN各国の実務家を対象として、伝統的な犯罪のみならず新たな犯罪形態にも対処できるよう捜査や法執行手法に関するベストプラクティスの共有を通じて捜査共助に関する能力を構築し、また、自由刑に処された犯罪者の処遇に関する能力を構築するとともに、国際協力を行うに当たっての共通の課題に対処するためコンタクトポイントを設置する。 ・日ASEANの国際協力を強化するため、引き続きCrim-APに参加し、実務家による活発な議論を促進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き京都宣言の実施に努める。
7	<p>(目的)</p> <p>更生に親和的な環境を促進し、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、コミュニティボランティア等と連携する。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本とASEANいずれかの要請に応じて社会内処遇に関する知識を共有する機会を設ける。 ・犯罪者の処遇に関わるコミュニティボランティアの価値を促進する活動を実施する。 ・更生と社会内再統合に関わるコミュニティボランティアの価値を促進する活動を実施する。
法の支配を更に促進するための協力	
8	<p>(目的)</p> <p>法の支配を更に促進するための重要な事項に関する知識と経験を向上させる。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANと日本の協議に基づき、法の支配と人権の更なる促進に関連する下記を含む事項について知識を共有して理解を深めるため、日ASLOM協議を含む適切な場を利用することを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> －司法アクセスの向上 －知的財産の紛争解決に関する法制度に関する情報やグッドプラクティスの交換を促進するため、連携してASEAN各国の実務家のJSIPフォローアップセミナーへの参加を促進する。 －日本とASEANが適当と認めたその他の事項。